

消費者庁	国民生活センター
------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等
01 広報事業			当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う。 ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。	1a	直接相談については、平成23年3月末で廃止した。経由相談及び土日祝日相談については、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」の平成23年8月26日の結論を踏まえ、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど「経由相談」の専門性向上のほか、土日祝日相談に加え、新たに「消費者ホットライン」を通じた「平日バックアップ相談」を実施し、消費生活相談に直接に対応する機会を確保することにより、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどにより、支援相談の充実・強化を図ることとしている。
02 情報・分析事業				1b	NITE、FAMICとの協定については、震災対応の影響で年度内に締結することができなかつたが、5月17日に協定を締結したことである。協定では、国民生活センターから両機関に商品テスト事業に必要な分析を迅速に依頼できるようにするとともに、民間検査機関の情報を共有し、活用について協力するものとしている。
03 相談事業					
04 商品テスト事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。	1a 1b	消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、平成23年度予算において、消費者庁が行っていた実施的な業務について再整理を行ったところである。具体的には、①消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業(消費者庁平成22年度予算2,012万円)については、国民生活センターが運営しているPIO-NETによる対応を行う方向で事業を廃止した(平成22年度も執行を停止)。②消費者庁の医療機関ネットワーク構築事業(消費者庁平成22年度予算5,301万円)については、医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、平成23年度予算に反映した(消費者庁平成23年度予算において983万円削減)。
05 研修事業			そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。	2a	相模原の研修施設で行う研修については、廃止すること前提にその後の研修の実施方法を検討する。
06 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	事業の効率化	22年度から実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することとしており、10月以降は他の国の施設や自治体の施設等を使用して研修を実施することとしている。	2a	
07 企画調整事業					

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等	
08 不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。	2a	東京事務所が置かれた建物については、国民生活センター以外の者が所有する建物と合算されており、平成25年度中に当該国民生活センター以外の者が移転予定であることを前提として、同事務所が置かれた建物及びその敷地について、平成25年度中に国庫納付することとしている。また、同事務所については、国民生活センターの事務所としては、国庫納付以前に廃止することとしている。
09 事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。	2a	平成24年度中に相模原研修施設を廃止する予定である。
10 取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。	1a	・国民生活センターと社団法人全国消費生活相談員協会との役員兼務は平成22年5月に全て解消した。 ・東京事務所の廃止とともに全国消費生活相談員協会に賃貸使用は行わない旨を平成22年5月に通知した。 ・企画競争により社団法人全国消費生活相談員協会に委託した「土日休日相談業務」については、平成24年3月末の契約期間終了後、継続して当該業務を委託する場合には、より競争性を高めるため、一般競争入札に切り換える。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体会の抑制を更に図る。	2a	管理職手当の縮減などにより、平成22年度における地域・学年を勘案したラスパイレス指数は国家公務員の給与水準とほぼ同等の100.1となった。引き続き、平成23年度においても、国家公務員の給与水準と同等の水準になるように努めることとしている。
12 組織の見直し	法人の在り方の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	2a	国民生活センターの在り方の見直しについては、消費者行政全体としての機能強化を図る観点から検討を進めている考え方に基づいて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において議論をし、平成23年8月26日に、「国民生活センターの各機能（支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報等）を基本的に消費者庁に移管し、一元化することとし、法人としては平成25年度をもって発展的に解消することを目指す」との結論を得たところ。今後、このタスクフォースの結論を踏まえ、試行及び第三者を含めた検証等を行い、平成22年末に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って更に検討を進めることとしている。